

平成26年稲敷市農業委員会第6回総会

〔6月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
日程 4 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について
日程 5 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
日程 6 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 7 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 8 農地改改良協議に対する同意について
日程 9 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
日程 10 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程 10 議案第6号

出席委員

1番	宮本昇君	17番	井戸賀吉男君
2番	関口邦子君	18番	山口幸一君
3番	蛭原一君	19番	宮本善助君
4番	村山文雄君	20番	保科進君
5番	篠崎文雄君	21番	清原寿君
6番	松本文雄君	22番	加納昭君

8番	川島昇君	23番	飯塚恒雄君
7番	吉岡一仁君	24番	飯田稔君
9番	小貫和子君	25番	濱田昭一君
10番	千勝忠君	26番	沖野谷秀雄君
11番	山崎健一君	27番	永長秀敏君
12番	坂本富男君	28番	澤邊雅之君
13番	秋本精一君	29番	遠藤一行君
14番	篠崎文夫君	30番	糸賀泰夫君
15番	坂本一雄君	31番	山下恭一君
16番	古澤真和君	32番	高須一郎君

欠席委員

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	油原雅人
農業委員会事務局主査	宮本昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 5月27日（火） 平成26年度全国農業委員会会長大会
 於 東京都千代田区日比谷 日比谷公会堂
 出席者 加納 昭会長、森川春樹事務局長
- 6月14日（土） 平成26年度稲敷市認定農業者連絡協議会総会
 於 稲敷市役所東庁舎
 出席者 加納 昭会長
- 6月20日（金） 稲敷市農業振興地域整備促進協議会
 於 稲敷市役所東庁舎
 出席者 加納 昭会長、森川春樹事務局長
- 6月20日（金） 平成26年度稲敷地域育成総合支援協議会総会
 於 稲敷市役所東庁舎

出席者 加納 昭会長

午後3時開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、ただいまから、平成26年6月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君）それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は32名です。欠席委員は0人です。よって農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、30番、糸賀泰夫委員、31番、山下恭一委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から受理番号2番までを一括して報告いたします。本届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利

の取得者はいずれも自作地として耕作をしており農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、松山字柳町、田1筆、833平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番、堀之内字堀之内、田1筆、1,112平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

以上、よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 4 報告第3号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）6ページをお開き願います。

報告第3号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」でございます。

受理番号1番、東京国税局より照会のあったものでございます。月出里字下林、畑154筆、10,392平方メートルでございますが、さる5月22日担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果いずれも農地法の農地に該当するため買受適格者証明を要する旨回答をいたしました。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）それでは、5ページをお開き願ひます。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。贈与による所有権移転3件、売買による所有権移転3件の合計6件でございます。

受理番号1番、大島字中蒲、田1筆、2,181平方メートルについてでございますが、渡人が、将来的に耕作が難しいため贈与するものでございます。

受理番号2番、大島字中蒲、田2筆、1,169平方メートルについてでございますが、渡人が、将来的に耕作が難しいため贈与するものでございます。

受理番号3番、柴崎字寺地下、田1筆、920平方メートルについてでございますが、受人が耕作地を買い受けるものでございます。

受理番号4番、佐原組新田字佐原組、田2筆、805平方メートルについてでございますが、渡人が耕作できないため売渡すものでございます。

受理番号5番、八千石字八千石、田2筆、3,134平方メートルについてでございますが、受人が母より受贈するものでございます。つづきまして、6ページをお開き願ひます。

受理番号6番、佐倉字北見平、畑1筆、3,535平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のために買い受けるものでございます。

以上6件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第1号、受理番号1番から6番までの説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について、関口委員より報告をお願いします。

○2番（関口邦子君）2番、関口です。受理番号1番、2番について報告いたします。6月22日に保科委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培する農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。一応共同になっております。

農業従事日数は250日であります。経営面積は271アールであります。調査の結果受人は、農地取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、濱田委員より報告願います。

○25番（濱田昭一君）25番、濱田です。受理番号3番について報告いたします。さる6月20日、篠崎委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、30年前から営農組合のように共同で所有しております。農業従事日数ですが220日であります。経営面積は166アールであります。調査の結果、受人は農地取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号4番について、坂本富男委員より報告願います。

○12番（坂本富男君）12番、坂本です。受理番号4番について報告いたします。6月20日、加納会長と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況ですが、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機5台を所有しております。農作業従事日数は300日であります。経営面積は2,979アールであります。調査の結果、受人は農地取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号5番について、坂本一雄委員より報告願います。

○15番（坂本一雄君）15番、坂本です。受理番号5番について報告いたします。20日に保科委員と受人の調査をしました。受人は主に水稻を栽培している兼業農家であります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は180日であります。経営面積は376アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号6番について、宮本善助委員より報告願います。

○19番（宮本善助君）19番宮本です。受理番号6番について報告いたします。6月22日、澤邊委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にさつまいも、落花生等を栽培している農家であります。休耕地については牧草等を作って畑が荒れない程度に管理しております。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、軽トラック1台です。水田については委託しておりますのでその機械は持っておりません。農作業従事日数は150日であります。経営面積は205アールであります。調査の結果、受人は農地取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか
〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」
を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可決定いたしました。

日程 6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定につ いて

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対
する進達意見決定について」を議題といたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）7ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でご
ざいます。

受理番号1番、釜井字後田、畑1筆、452平方メートルについてでございますが、申
請人が許可を受けず、トラック駐車場用地として利用していた場所の追認申請をするもの
であります。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済であり、
農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するも
のと考えられます。

受理番号2番、甘田字神田、田1筆、840平方メートルについてでございますが、申
請人が従業員駐車場用地として転用するものであります。申請地は、非線引き区域、農振
農用地区域外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審
査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、結佐字流作、田1筆、70平方メートルについてでございますが、申請
人が自己住宅用地に転用するものであります。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域
外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のと
おり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番、結佐字下結佐、畑1筆、324平方メートルについてでございますが、
申請人が自己住宅用地に転用するものであります。申請地は、非線引き区域、農振農用地
区域外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表の

とおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番、高田字天ノ宮、畑1筆、519平方メートルについてでございますが、申請人が自己住宅用地に転用するものであります。申請地は、市街化調整区域、農振農用地外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

続きまして、8ページをお開き願います。

受理番号6番、高田字横田山ほか計25筆、17,334平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電施設用地として転用するものでございます。申請地は、全体計画26,515平方メートルのうち17,334平方メートルが農地であり、市街化調整区域、農振農用地外、土地改良区域外で、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第2号、受理番号1番から6番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について、永長委員より報告をお願いいたします。

○27番（永長秀敏君）27番永長です。受理番号1番について報告いたします。さる20日、飯塚委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査した結果は事務局の説明どおりで間違いはなくすでに、トラック駐車場の用地として利用していたものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○32番（高須一郎君）32番高須です。受理番号2番について、さる20日、飯田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、従業員駐車場用地として利用していたものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番から4番について、私、22番加納より報告歌します。

受理番号3番について、さる20日、保科委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己住宅用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

つづいて受理番号4番について、さる20日、保科委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己住宅用

地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 続きまして、受理番号5番から6番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣寿君） 5番篠崎です。受理番号5番について、さる20日、松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、5番篠崎です。受理番号6番について、さる20日、松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君） 10ページをお開き願います。

議案第3号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」非農地証明書の交付2件でございます。

受理番号1番、飯出字平内、畑1筆、岡飯出字中里、畑1筆、1,517平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明証の交付でございます。申請地は、20年以上前よりゴルフ場用地として利用されております。撮影年月日、昭和59年11月23日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、伊崎字伊崎、田1筆、458平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明証の交付でございます。申請地は、20年以上前より自己住宅の敷地として利用されております。撮影年月日、昭和59年12月13日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、糸賀泰夫委員より報告をお願いいたします。

○30番（糸賀泰夫君） 30番糸賀です。受理番号1番について、さる20日、飯田委員と高須委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前からゴルフ場用地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号2番について千勝委員より報告をお願いいたします。

○10番（千勝 忠君） 10番千勝です。受理番号2番について、さる20日、古澤委員と篠崎委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いは無く20年以上前から住宅敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第3号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり証明書を交付に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）11ページをお開き願います。

議案第4号、「農地改良協議に対する同意について」でございます。平成26年5月20日受理、釜井字前田、田6筆、1,981平方メートルについて、育苗ハウス建設の為の埋立てについてでございます。育苗ハウスにて主に水稻の苗を作るため、市内の個人が所有する山林で採取した山砂、1,388立方メートルで申請地を70センチメートル埋め立てる計画でございます。以上で議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明がありました。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり証明書を交付に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君）よろしくお願ひします。12ページをお開きください。

議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、2件、4筆、9,419平方メートルについての利用権の設定です。

受理番号1番、柴崎字丹通ほか1地区、田3筆、6,044平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が9年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,707アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数250日の認定農業者です。

受理番号2番、上須田字上須田、田1筆、3,375平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2.5俵、設定を受ける者は、経営面積781アールの水稻を作付けする農家で、農作業日数180日の認定農業者です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第5号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権転貸)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） 13ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」です。今回は、再設定が、2件、3筆、13,999平方メートル、稲敷市農業公社を介しての転貸です。

受理番号1番、2番については、再設定です。詳細については、議案書のとおりです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第6号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

